

# 悪徳業者に要注意

## 「お金の話」は詐欺話



### ◎最近の事例◎

- 「給湯器を無料で点検します」と、業者が訪ねてきたので点検してもらおうと、「今すぐ買い替えないと火事になるかもしれない」と不安をあおられ、工事費90万円を契約してしまった。
- どんなものでもいいから売ってほしいと電話があり、業者が来訪すると、「アクセサリはないか」と男性に強い口調でせかされ、慌てて大事な形見の指輪を安い金額で売ってしまった。
- 化粧品を買って、友人に紹介すれば儲かると誘われ、断りきれずにマルチ商法の契約をしてしまった。
- 役所の職員を名乗るものから連絡が来て、税金還付などに必要な手続きを装いATMを操作させられ、言われるがまま犯人の口座に送金してしまった。
- 携帯電話会社から「通信料未払いがある」とショートメッセージが届いた。本文のURLにアクセスすると個人情報やクレジットカード番号などの入力を求められ、入力してしまったが、実際は携帯電話会社ではなかった。

お金の話が出たら  
詐欺を疑いましょう!  
少しでも不安な時は、  
すぐに家族や警察  
に相談しましょう!



💡 電話でだまそうとしてくる  
ケースがほとんどです。

- ・防犯機能付き電話の設置
  - ・在宅時でも留守電にしておく
- などの手段が有効です。



### 高齢の方は特にご注意ください

高齢者は「お金」「健康」「孤独」の三つの不安<3K>を持っていると言われて  
います。悪徳業者は高齢者の不安をあおり、様々な手口で大切な財産を狙い  
ます。最近の相談事例や悪質商法を知り、トラブルを未然に防ぎましょう。

### クーリングオフ制度

消費者が訪問販売などの不意打ちな取引で契約したり、マルチ商法などの複雑でリスクが高い取引で契約した場合、クーリングオフ制度を利用することで、一定期間であれば契約を解除することができます。消費生活センターにご相談ください。

### 契約や悪質商法における トラブルが起きた場合の相談先

- \* 尾道市消費生活センター  
☎0848-37-4848  
(平日:9:00~17:00)
- \* 消費者ホットライン<全国共通>  
☎188 (平日:9:00~17:00、  
土日祝:10:00~16:00)

年齢とともに認知機能が低下してくると、トラブルが起きた時にどうするべきか、判断が難しくなることもあります。そのような時に備えて、利用できる制度を知っておくと安心です。

### 成年後見制度

認知症などで判断能力が低下している方の財産を守るための制度です。家庭裁判所が選任した後見人などが、日常生活の支援や財産管理、悪徳商法の被害を受けないようにするなど、本人の保護や支援を行います。判断能力が不十分になった時に備えて、予め誰に何を頼むか決めることが出来る任意後見制度と、判断能力が不十分になった時に、親族などが家庭裁判所へ申し立てることにより後見人などが選任される法定後見制度があります。

### 福祉サービス利用援助事業(かけはし)

一人で大事な物事を決めるのが不安な人に対し、日々の暮らしに必要な福祉サービスの利用手続きやお金の管理をお手伝いして、安心して暮らせるよう支援する事業です。  
社会福祉協議会 かけはし直通窓口 ☎0848-22-2113

成年後見制度の利用など、高齢者の権利擁護についてのご相談は、  
地域包括支援センターでお受けしています。

- 尾道市地域包括支援センター (☎0848-56-1212)
- 北部地域包括支援センター (☎0848-76-2495)
- 西部地域包括支援センター (☎0848-21-1262)
- 東部地域包括支援センター (☎0848-56-0345)
- 向島地域包括支援センター (☎0848-41-9240)
- 南部地域包括支援センター (☎0845-24-1248)
- 南部地域包括支援センター 瀬戸田支所(☎0845-27-3847)

